



平成 27 年7月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 アルバック 代表 者名 代表取締役執行役員社長 小日向 久治 (コード番号:6728 東証一部) 問合 せ先 経営企画室 広報・IR室長 鈴木 憲明 (TEL: 0467-89-2033 大代表)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年7月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすべく、反社会的勢力との関係排除をはじめとする遵法意識の啓蒙をうたう企業倫理行動基準を定め、同基準に関する教育及び小冊子の配付を行うことにより周知徹底する。また、当社において、コンプライアンス委員会を設置し、内部通報者が内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことの保障も含む内部通報制度その他のコンプライアンス関連規定を整備して教育を行う。加えて、独立性が保障された監査室を当社代表取締役直属の機関として設置し、金融商品取引法上の内部統制の評価を行うとともに、当社監査役と連携して業務の有効性や適切性の監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報に関しては、当社の情報管理に関する規定を整備・拡充し、当社における各種重要会議の議事録その他文書の作成、閲覧、保存及び廃棄について適切な管理方法をとる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各種事業を担当する部署の部署長の責任と権限を明確化した上で、対象事案の性質や影響度に応じて直接の所管部署以外の複数の部署関係者による綿密な審議検討を行った後、当社各種規程に則って当社取締役へ報告を行い、当該取締役が判断を行う体制をとることで、当社の企業活動遂行における損失の危険の管理を行う。これに加え、リスク管理に関する当社規程の整備・拡充により、リスクを分類の上でそれぞれに管理部門を設置し、各管理部門の部署長を責任者とする管理体制をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定めて当社全体の目標を明確化する。その上で、当社各部署の部署長が部署ごとの業績目標を作成し、この実績を当社各種規則に則って当社取締役がこれを評価することで業績への責任を明確にする。また、当社各部署の部署長の責任と権限を明確化することによって意思決定プロセスを迅速化しつつ、重要事項については



当社取締役を含めた合議をはかるという体制をとることによって、迅速さと慎重さを兼ね備えた臨機応変な意思決定を目指す。更に、当該重要事項に関する当社会議への当社監査役の出席や情報の取得の機会を保障することで、適切な判断を実現する。

5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業集団全体の企業価値の維持及び向上を重視し、この実現のためには、子会社毎の自主性と独立性を尊重しつつも子会社それぞれの所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮して適切に当社が指示及び管理を実施することが最適と考えており、各子会社毎の管理として最適と判断される方法及びその密度を選択して実行するという責務を担う部門として当社に関連会社管理室を設置してその責任と権限の所在を明確化する。

かかる方針に基づき、事業計画については、まず、当社にて当社企業集団全体の目標を明確化し、当該目標を 考慮して各子会社が事業計画を策定する体制をとっている。また、企業価値の維持及び向上において特にコンプラ イアンスを重視しており、各子会社においてコンプライアンスの啓蒙、コンプライアンス体制の構築及び運用を講じる こととしている。

また、各子会社の取締役及びこれに類する者の職務の執行に係る当社への報告については、子会社も参加する 当社の重要会議、事業計画の策定過程や実績報告における協議や確認、及び各子会社において実施される重要 会議に関する報告など多種多様な機会を利用するよう努める。

次に、各子会社の損失の危険の管理および各子会社の取締役等の職務の執行の効率をはかるという観点からは、各子会社毎にリスク管理に関する規定や体制の構築及び運用を実現するよう努める。更に、当該規定や体制の構築のみならず、実際に重大な損失の発生もしくは発生のおそれが生じた際に、当社がこの事実を速やかに把握できるよう、当社からの取締役や監査役の派遣、複数子会社が参加する重要会議の運営、事業計画の策定の補助と実績評価及び計画と実績の差異の照会などによって、対象子会社の管理として最適と判断される方法と密度を選択し、これを実行する。

そして、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、当社が策定した企業倫理行動基準を子会社各社に配布してコンプライアンス意識の啓蒙に努めるとともに、 当社コンプライアンス委員会への内部通報も保障し、通報に対する対処も適切に行うこととする。

なお、これらに加えて、当社監査役や当社監査室が、各種諸法令に従い、監査業務遂行上最適と判断される方法で子会社各社の監査活動を行い、業務の適正を確保できるよう努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役がその職務を補助すべき使用人の当社における設置を当社に要請した場合、当社取締役は応諾し必要な協力を行う。そして、当該監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社監査役会の事前の同意を得る。

また、当社監査役は、必要に応じ、最適と思われる部署に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当社は当該指示をうけた使用人が当該指示に従って対応することを認める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から 報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な損失を与える事項の発生または発生のおそれがあることを 覚知した場合、あるいは当社及び子会社の取締役及び使用人による違法または不正な行為の発生を覚知した場合 には、諸法令及び社内規定に従ってこれを当社監査役に報告する。特にリスク管理体制については、各リスク管理 部門が、諸法令及び社内規定に従い、責任をもって定期及び臨時にこれを当社監査役に報告する。また、当社は、



当社監査役に対しこれらの重要事項に関する当社会議への出席並びに情報の取得及び意見を述べる機会を付与することを保障する。加えて、当社監査役にこれらの報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことも保障する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が、その監査業務遂行のために必要となる費用の負担に関する要求を当社に行った場合、当社は、当該要求内容が当該監査役の監査業務遂行のために必要なものではないと合理的に認められる場合を除き、速やかにこれを負担するための措置を講ずる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役に対し、監査のために必要となる会議への出席及び情報の取得の機会を保障する。その上で、当社監査役は、当社社外監査役の知見も得ながら、会計監査人や当社監査室と連携して監査業務を遂行する。また、当社監査役は、当社取締役とも定期的な意見交換を行うことで監査役監査に関する啓蒙を行うと同時に監査の充実及び監査環境の整備に繋げ、実効的かつ機動的な監査を実現するよう努める。

以上